

平成25年3月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 北原崇義

平成24年(ワ)第35600号 債務不存在確認請求事件

口頭弁論終結日 平成25年2月14日

判 決

原 告 鈴木 常 彦  
東京都千代田区内神田三丁目6番2号

被 告 社団法人日本ネットワーク  
インフォメーションセンター  
同代表者理事 後 藤 滋 樹  
同訴訟代理人弁護士 永 野 剛 志  
同 千 葉 克 彦  
同 木 田 翔 一 郎

主 文

- 1 原告の訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

原告の被告に対する平成17年3月22日付けAS番号割り当て契約に基づき維持料支払債務が存在しないことを確認する。

第2 事案の概要

本件は、法人格を有しない団体である中部アカデミックネットワーク（以下「訴外団体」という。）の代表者である原告が、被告に対し、被告が訴外団体に平成17年3月22日に割り当てたAS番号維持料の支払債務がないことの確認を求めた事案である。

これに対し、被告は、AS番号を割り当てた相手方は権利能力なき社

団である訴外団体であり原告個人には当事者適格がないし、被告は訴外団体に対して維持料の支払を求めたことはあるが、原告個人に対して請求をしたことはないから原告には確認の利益もないとして訴えの却下を求めている。

### 第3 当裁判所の判断

乙5によれば、AS番号割り当てに関する被告のポリシーとして、自律ネットワークを運営する組織がインターネットにおける外部経路制御を行うことを目的とし利用するために、自律ネットワークにAS番号を付与するものと定めた上、AS番号割り当てを申請できる組織は、日本国内に存在する自律ネットワークを運用する技術的能力を持ち、割り当てに掛かる手数料を支払うことができ、AS番号に関する被告データベースの保守・更新が行える組織とされていることが認められるのであり、甲1によれば、被告が「AS7520」というAS番号を割り当てた相手方は訴外団体であり、原告は、その代表者として、「AS番号割り当てに関する確認書」と題する書面に署名押印をしているものと認められ、原告個人が、被告からAS番号を割り当てられたとは認められない。

また、甲4の1、4の2によれば、被告は、訴外団体に対し、AS番号維持料の支払を求める書面を送付していたことが認められるが、被告が、原告個人に対し、AS番号維持料の支払を請求していたことを認めるに足りる証拠はない。

なお、甲6及び7によれば、訴外団体には、代表者の選任方法、総会の運営方法、議案に対する決議の方法等が定められた規約があり、構成員の名簿も作成されているのであって、団体として主要な点が確定していることが認められるから、訴外団体が民事訴訟法29条の当事者能力を有しないため、その代表者である原告が個人で被告に対する訴えを

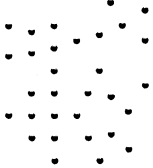
提起しなければならないとは未だ認め難い。

以上によれば，被告は，A S 番号を割り当てた相手である訴外団体に対してA S 番号維持料の支払を求めていると解され，訴外団体の代表者である原告個人に対し，A S 番号維持料の支払を求めているとは認められないから，原告には訴外団体に割り当てられたA S 番号維持料支払債務に関して確認の利益がない。

よって，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第39部

裁判官 小 川 理 津 子



これは正本である。

平成 25 年 3 月 14 日

東京地方裁判所民事第 39 部

裁判所書記官 北原 崇

義

